

【 処置 】

3 4 9 尿路感染症に対する膀胱洗浄の算定回数について

《令和 6 年 1 0 月 3 1 日》

○ 取扱い

尿道カテーテル留置例における尿路感染症に対する J 060 膀胱洗浄週 1 回の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

膀胱洗浄は、カテーテルを用いて膀胱内の洗浄や膀胱への薬剤注入を行った場合に算定するものである。また、尿路感染症は尿道カテーテル留置例に多く、血尿・濃尿や浮遊物による尿路閉塞の原因となる。

尿路管理を含む泌尿器科領域における感染制御ガイドライン改訂第 2 版のカテーテル関連尿路感染症の治療において、「1 週間以上または 2 週間以上尿道カテーテルを留置している場合は、抗菌薬投与前に尿道カテーテルを交換すべきである」と記載されており、尿道カテーテルの交換頻度より、感染性浮遊物などによる尿路閉塞除去を目的とした週 1 回の膀胱洗浄の算定は妥当と考えられる。

以上のことから、尿道カテーテル留置例における尿路感染症に対する J 060 膀胱洗浄週 1 回の算定は、原則として認められると判断した。